

令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修2. 予期せぬ妊娠に対する支援に関する研修

横須賀市における特定支援妊婦への支援

横須賀市児童相談所
里親・家族支援係長 小林幸恵

2. 特定支援妊婦の状況(市内健康福祉センター総計)

- ① 把握契機・・・
- ② 特定支援妊婦の背景・・・

本日の内容

- 1. 横須賀市の概要
- 2. 横須賀市の特定支援妊婦の状況
- 3. 横須賀市児童相談所での特定支援妊婦の対応
- 4. 事例

① 把握契機 ※単位 (件数)

特定支援妊婦の受付数64件 (平成元年度)

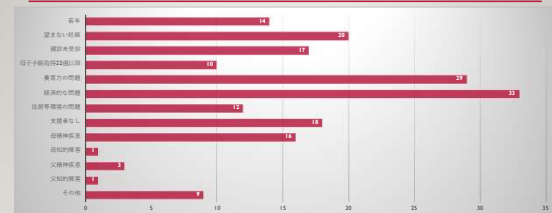


1. 横須賀市の概要

面積：100.82 k m²
人口：402,260人 (平成31年4月1日)
世帯数：167,325世帯 (平成31年4月1日)
児童人口：55,701人 (平成31年4月1日)
年間出生数：2,325人 (令和元年度)
保健師在籍数：80人 (令和2年度)
虐待相談受付数：762人 (令和元年度)



② 特定支援妊婦の背景 ※延べ (複数回答あり)



令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修2. 予期せぬ妊娠に対する支援に関する研修

3. 児童相談所での支援 ① 関係法令について

■ 児童相談所が特定支援妊婦に関与する根拠

児童福祉法第6条の3第5項「出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」への支援

■ その他・平成28年児童福祉法改正

児童福祉法第21条の10の5第1項「支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校などは、その旨を市町村に情報提供するように努めるものとする」

3. 児童相談所での支援

③ 横須賀市児童相談所での特定支援妊婦受件件数(過去4年間)

(1) 特定支援妊婦受件件数の推移

年度	事業開始			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
件数	14	13	10	9

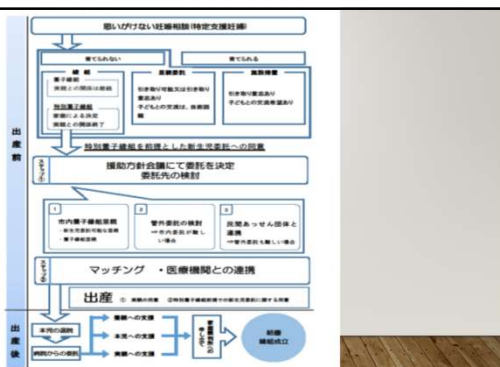
3. 児童相談所での支援 ② 横須賀市児童相談所での支援

■ 経過

- 平成18年 横須賀市児童相談所開設
 - * 特定支援妊婦は、母子保健分野、市内関係機関との連携の中で対応。
- 平成27年 民間あっせん団体と協働し、特別養子縁組を推進
 - * 妊娠SOSカードの作成と配布。(市内67か所、3041枚配布・令和元年度)
- 平成28年 特別養子縁組推進事業開始
 - * 早期からの愛着形成、家庭的養育の推進

(2) 相談経路別受件件数

年度 経路	事業開始			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
児童相談所			1	1
福祉事務所	2	1	1	
健康保険センター	6	8	4	4
児童福祉施設	1			
保健所		1		
学校	1			
医療機関			1	
警察			1	1
実母	4	3	1	1
実母以外の家族				1
個人				1
その他			1	
合計件数	14	13	10	9



3. 児童相談所での支援 ④ 横須賀市児童相談所の職員体制等

所長	支援第1係	係長1	児童福祉司5(派遣職員1)	合計81人
副所長 (児童相談課長)	支援第2係	係長1	児童福祉司4	
	支援第3係	係長1	児童福祉司4	
	支援第4係	係長1	児童福祉司3、虐待対応協力員1(会)	
	相談係	係長1	児童相談員5	
心理第1係	係長1	児童心理司4	保健師3名	
心理第2係	係長1	児童心理司3		
里親・家族	係長1兼 副所長兼務	児童福祉司3、里親委託等推進員1(会)		
支援係	係長1	弁護士1(非)、専門員1(非)、医師2(非)		
総務係	係長1	一般事務3、運転手1(会)		
一時保護所	係長2	児童指導員6(うち会1)、管理栄養士1(会) 保育士7(うち会3)、心理職員1 看護師1(会)、学習講師2(会) 夜間指導員8(会)、嘱託医1(部分)		

注：会は、会計年度任用職員、非は、非常勤職員

令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修2. 予期せぬ妊娠に対する支援に関する研修

4. 事例

■事例1 特別養子縁組ケース

■事例2 在宅支援ケース

特定支援妊婦の支援を行う際に留意していること

- ① 長見時、迅速に関係機関でのネットワークを構築しリスクの明確化、共有化を図る。
→ まだ産まれていないことも、今後のリスタと対応方法を、関係機関で判断する必要がある。
- ② 情報をタイムリーに集約する機関に伝達。
→ 支援者との関係構築が難しいケースが多く、情報が点在化する。個人での判断をしない。
- ③ 医療機関との連携
→ 医療機関の事情（個人病院、総合病院など）を理解しつつ、医師、病棟スタッフ、相談室と信頼関係を構築。
→ 近年の場合、所属学校とのやり取りは組織対応で。
- ④ 地域の医師会（産婦人科・小児科医師会）との連携
- ⑤ 医師や支援方法の設定
→ 「最初の相談」の印象付けに気を付け、相談継続のきっかけを作る。
→ まずは「本人の困っていること」に焦点化。強制的に寄り添う。（敬遵待の有用性により、対応を検討）
→ 家族間関係の育世に注目。効果的な働きかけを検討。（近年の場合、敬遵者は在方祖父母となる。最終的な決定者は親権者）

事例1

実母は17歳、無所属、非行歴で児童相談所に過去の係属あり→特別養子縁組の選択

- （相談契機）：母方祖母からの電話相談
（実母の状況）妊婦33週。「実母は産んで育てたい」祖母は「育てられない」
（対応方法）：ほぼ毎週の面接設定
- ・病院への受診同行、医療機関との調整
 - ・今後についての選択肢の提示と、実母、祖母へのケアの視点での単独・共同面接
 - ・最終的な選択肢は特別養子縁組。
- （目指したこと）
- ・実母の自己選択を支える
 - ・実母と養親を「つなぐ」役割

最後に...



ご清聴ありがとうございました。

事例2

実母は非行傾向と不登校状態の15歳中学生→在宅支援中

- （相談契機） 非行傾向により児童相談所の係属ケース。実母からの告白で把握。
（実母の状況） 中学不登校。妊娠中も家出を繰り返す。
- 母方祖母と、きょうだい、異父きょうだいと実母の4人世帯。母子間葛藤強くあり。
- （対応方法）
- ・関係機関が役割分担。担当保健師が実母の相談先。母方祖母には児童相談所が対応。
 - ・受診先の医療機関の協力と連携。出産後の職権保護の準備。
- （現在）
- 母方祖母宅でいったんは静養、養育開始。
養育環境は不安定だが、実母は児童相談所に関与継続。
現在は第2子出産し、母方祖母と同居。